

～一人で悩まず相談を～

自分の人権のことで心が傷ついたときは、一人で悩まず身近なところに相談することが大切です。

本人通知制度の登録に関すること

泉佐野市役所 市民課 ☎072-463-1212

外国語による情報提供や相談

大阪府外国人情報コーナー ☎06-6941-2297

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、日本語

DV相談

大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022
大阪府岸和田子ども家庭センター ☎072-441-7794
いずみさの女性センター ☎072-469-7125

ストーカー相談

ストーカー110番(大阪府警察本部) ☎06-6937-2110

その他のご相談

泉佐野市 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
TEL.072-463-1212
FAX.072-464-9314

さまざまな人権問題



わたしたちの周りには、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者、犯罪被害者とその家族などにかかわる問題やインターネットによる人権侵害などさまざまな人権問題があります。

この冊子では近年ニュース等でも報道されている人権課題を抽出して概要をまとめたものです。他人ごととしてとらえるのではなく、**私たち一人ひとりが日頃から心がけるべきことはないか考えてみましょう。**

- 戸籍等の不正請求 P1,2
- ヘイトスピーチ P3,4
- 女性への暴力 P5,6

泉佐野市

戸籍等の不正取得

あなたの戸籍謄本や住民票などの写しが知らない間に

戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らない間に、第三者に不当取得される事件が発生しています。1985年から相次いで発覚し、その都度防止するために「戸籍法」等の改正が行われてきました。

しかし、身元調査を依頼する人と、お金のために依頼を受け、戸籍などを不正に請求し、取得する人が後を絶ちません。

戸籍謄本・住民票の写しなどの大量不正取得事件

2011年11月に、東京都にある「プライム総合法務事務所」の司法書士ら5人が逮捕される事件が報道されました。司法書士会が発行している「職務上請求書」を偽造して請求し、わかっているだけで全国の市町村から2万通以上の戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得していたことが判明しました。

戸籍謄本・住民票の写しなどの交付申請は

「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」しか交付請求できません。

ただし、本人の委任状をもった代理人及び職務上の必要性がある場合に「職務上請求書」を使用して本人に断りを入れず交付請求できる「8土業」の人は取得できます。

※8土業とは、弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士
土地家屋調査士・海事代理士です。

事件で明らかに

● 戸籍等の個人情報が売買されていた

身元調査を依頼する人と、引き受ける地元の興信所等、また必要とする情報を不正に取得する興信所等、これを仲介する「情報屋」が存在し、報酬として多額のお金が動いていました。

● 根強く残る身元調査

裁判の中で、「依頼者の80～90%が結婚相手の身元調査と浮気の調査である。」という証言が出ています。

また、戸籍謄本などは、同和地区の身元調査に使われていたことがわかりました。

● 本人通知制度が

戸籍等の不正請求及び不正取得の防止と早期発見(摘発)に効果があることがわかりました。

? 本人通知制度とは?

市町村が、戸籍謄本や住民票の写しなどを代理人や第三者、8土業の人に交付したことを、本人にお知らせする制度です。

お知らせを希望する人は、現在、住民登録や本籍のある市町村で登録をします。その後、戸籍法等の規定に基づいて、代理人や第三者の請求により交付した場合、登録した人にお知らせされます。

泉佐野市では2011年2月に採用しています。

本人通知制度に登録しよう!

登録の手続きについては、市民課に問い合わせいただくかホームページをご覧ください



★「身元調査」と「戸籍等の個人情報の不正取得」がなくなるのは、全国で調査を依頼する人が存在し、それが「商い」になるからです。

★「身元調査の必要としない社会」を築くため、市民のひとりひとりが人権意識を高める必要があります。

ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチについて考えてみましょう

「ヘイトスピーチ」が2013年の流行語トップテンに入るほど、各地で憎悪発言や威嚇を伴ったデモ活動が規模や頻度を増し、社会に衝撃が走りました。

在日韓国・朝鮮人が多く住む地域で偏見等による排外的なデモが過激に行われ、ヘイトスピーチ(憎悪表現)が公然と行われるようになりました。



ヘイトスピーチは人の自尊心を傷つけます

日本国憲法は、「表現の自由」を保障しています。デモによる意見表明もその一つではありますが、他者の人格やプライバシーなど、侵してはならない範囲は当然にあります。特定の民族を汚い言葉でののしる行為は、個人の尊厳をないがしろにするものです。人の生存権を脅かすほどの「表現の自由」は認められません。

ヘイトスピーチは将来を担う子どもたちにも悪影響を与えます

激しい言葉を投げつけられた在日コリアンの人たちの恐怖や失望は察するに余りあります。また、ヘイトスピーチは、国際化社会を担う子どもたちにも悪影響を及ぼします。お互いに多様性を尊重すべきであるにもかかわらず、外国人に対する偏見や、排外主義的な感情を助長させかねません。

在日韓国・朝鮮人の歴史と現在を理解しましょう

在日韓国・朝鮮人の中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。まずは、「通名」が使用されるに至った歴史と、それが今でも使われ続けている理由を正しく知ることが大切です。

多文化共生社会を築いていきましょう

文化には、衣食住・芸術・社会制度などの客観的文化と、ものの見方や考え方・価値観などの主観的文化があります。主観的文化は五感でキャッチできませんが、実際にかかわることで少しずつキャッチできるのではないのでしょうか。国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていきましょう。

女性への暴力

ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内で、配偶者やパートナーから暴力を受けることをドメスティック・バイオレンス(DV)と言います。家庭内のことだからと、まわりの人が関与しにくかったり、暴力を受けている本人も他の人に相談することがためらわれたりして、問題解決が遅れてしまうことがよくあります。

しかし、どのような事情があっても「暴力は犯罪行為」です。まわりの人びとの理解を深め、家庭内での暴力をなくしていきましょう。

デートDV

DVは、主に夫婦間で起こる家庭内の暴力ですが、同居していない恋人同士の間で起こる暴力はデートDVと呼ばれています。

何らかの暴力にあたる行為を受けた経験のある女性

$$= \frac{1}{7} \text{人}$$

10歳代から20歳代に交際相手がいた女性

※男性は17人に1人

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年度)

ストーカー行為

恋人もしくは別れた恋人などに、相手が断っている(嫌がっている)にもかかわらず、しつこくつきまとい、危害を加えるような行為です。

※DVやストーカー行為は法律で罰せられることがあります。

DV防止法とストーカー規制法の改正

～改正後の主なポイント～

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

◆同居中またはかつて同居していた交際相手からの暴力も保護対象として拡大

内閣府の2011年の調査では、配偶者からのDV(身体的暴行・心理的攻撃・性的強要)を一度でも受けたことがある人は、女性の33%、男性の18%また、10代~20代の頃に交際相手からDV(デートDV)を受けたのは、女性の14%、男性の6%にのぼっています。配偶者間だけでなく、同居の交際相手らによる深刻なケースもめだっており、保護の対象拡大を求める声が出て今回の法改正につながりました。

ストーカー規制法

- ◆「しつこいメール」をつきまとい行為に追加
- ◆被害者の住所地だけでなく加害者の住所地の警察も警告を出せるように拡大
警察が警告しない場合、理由を被害者に書面で通知することを義務化(2013年10月施行)

ストーカー事件への警察の対応

- 体制・・・警察本部が主導
- 加害者・・・逮捕を最優先
- 被害者・・・帰宅させずに避難させる
場合によっては警察官が周辺で警戒も

殺人事件などに発展する事例もありますので
**危険を感じたら
警察へ相談!**

